

## 郡山市上下水道局年間発注見通しの公表に関する事務取扱要領

平成13年 4月16日制定  
平成15年 4月 1日一部改正  
平成16年 4月 1日一部改正  
平成19年 4月 1日一部改正  
平成24年 5月 8日一部改正  
平成26年 4月 1日一部改正  
平成29年 4月 1日一部改正  
平成31年 4月 1日一部改正  
令和 2年 4月 1日一部改正  
令和 6年 3月29日一部改正  
[上下水道局総務課]

### (目的)

第1 郡山市上下水道局（以下、「局」という。）において当該年度に発注することが見込まれる建設工事（測量並びに工事の設計、調査及び修繕）を除く。以下「工事」という。）の公表に関する事務の取扱いについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

### (対象工事)

第2 公表の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、当該年度内に発注することが見込まれる工事であって次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 予定価格が130万円を超えないと見込まれるもの
- (2) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって局の行為を秘密にする必要があるもの

### (公表項目)

第3 公表する項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事名称
- (2) 工事場所
- (3) 入札及び契約の方法
- (4) 工事種別
- (5) 入札を行う時期（随意契約の場合は、契約を締結する時期）
- (6) 工事期間
- (7) 工事概要
- (8) 概算金額
- (9) ICT活用対象工事
- (10) 週休2日対象工事
- (11) その他郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた事項

### (公表時期)

第4 公表は、当該年度の4月1日（当該年度において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算が成立した日）以後遅滞なく行うものとする。

2 公表した発注の見通しに関する事項の見直しは、前項の規定による公表を行った日の属する月の翌月以降、毎月1日を目途に行うものとする。ただし、必要がある場合には、随時行うものとする。

3 前項の規定による見直しは、見直しを公表する時点以後の発注の見通しとして新たに公表する方法で行うものとする。

（公表方法）

第5 公表は、年間工事発注見通し一覧表（別記様式）により郡山市ウェブサイトへの掲載による方法で行うものとする。

（公表期間）

第6 公表期間は、当該年度の3月31日までとする。

（委任）

第7 この要領に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の郡山市上下水道局年間工事発注見通しの公表に関する事務取扱要領に基づく公表については、なお従前の例による。

